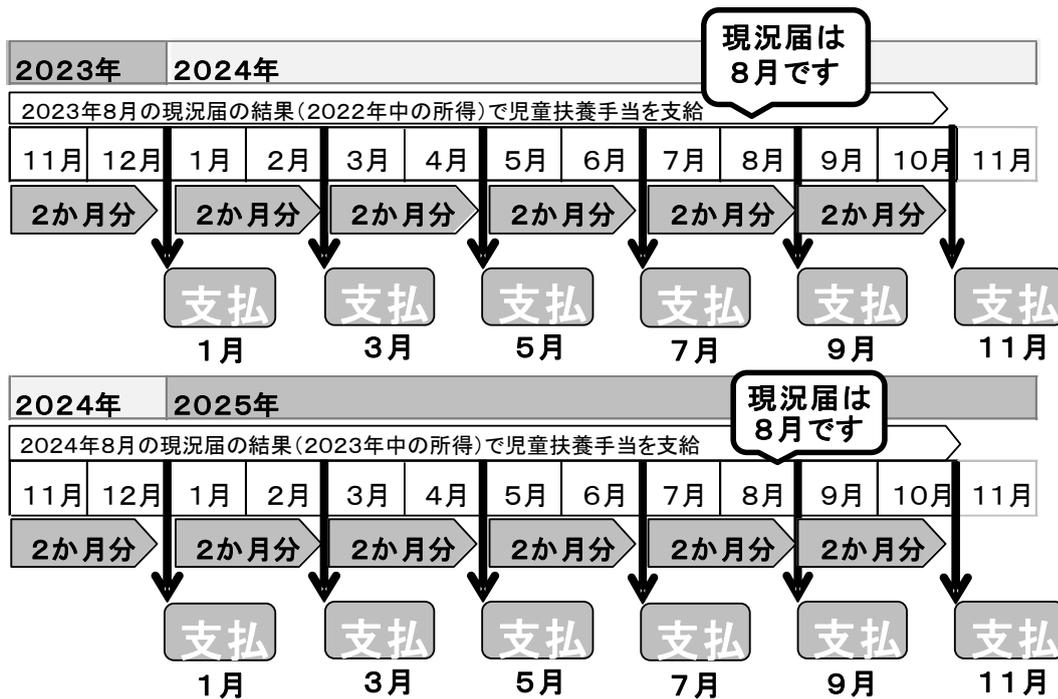


2023年～2025年の支払いスケジュール



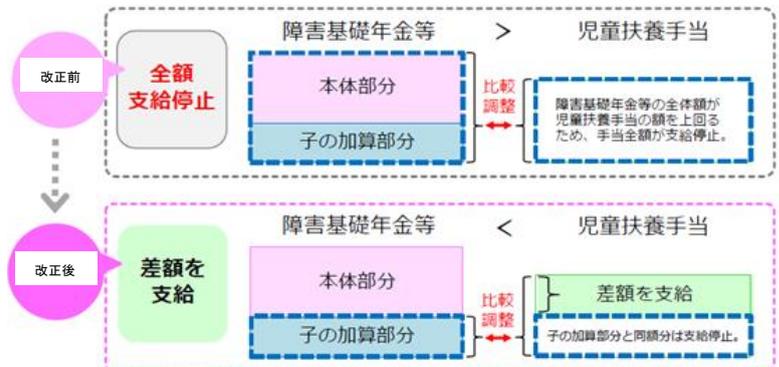
障害基礎年金等受給している方の「児童扶養手当」の算出方法が変わりました

障害基礎年金等受給していることにより、児童扶養手当を受けていない方、ご確認ください！

【令和3年3月分（令和3年5月支払）からの見直し内容】

1 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲

これまで障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の**全体の額**が児童扶養手当の額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、**障害基礎年金等の子の加算額**が児童扶養手当より低い場合は、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。



2 支給制限に関する所得の算定

児童扶養手当は、受給資格者（母子家庭の母等）と受給資格者と生計を同じくする扶養義務者（子どもの祖父母等）について、それぞれ前年所得に応じて支給を制限する取り扱いがあります。令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等や遺族年金等の非課税公的年金給付等が所得に含まれます。